

宇宙ビジネスコーディネート事業 委託業務仕様書

1 業務名

宇宙ビジネスコーディネート事業委託業務

2 事業目的

国においては、平成29年5月に「宇宙産業ビジョン2030」を策定し、宇宙産業の市場規模を2030年代早期に現在の規模の倍以上にする目標を掲げており、本県が有する衛星データの優れた利用環境を最大限活かし、この拡大トレンドをしっかりと掴むことが、地方創生の実現に向けて重要である。

こうした中、県内企業が取り組む衛星（リモートセンシング衛星、測位衛星等）から得られるデータを活用したビジネスモデルの構築を支援することで、事業化を促進し、本県宇宙利用産業の創出・振興を図る。

3 事業の概要

衛星データ解析技術研究会の「事業化アイデア相談会」において、県内企業の事業プラン策定を支援するとともに、県内企業のニーズ等を踏まえた衛星データ活用モデルの企画立案を行う。

4 事業の委託期間

契約締結日から令和3年2月28日（日）までの間

5 見積限度額

5,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

6 事業の内容

(1) 事業化アイデア相談会における支援

- ・(地独)山口県産業技術センター（以下「産業技術センター」という。）で開催する衛星データ解析技術研究会「事業化アイデア相談会」において、県内企業の衛星データ活用アイデア（前年度の宇宙ビジネスコーディネート事業委託業務のビジネスモデルも含む）の相談対応・ブラッシュアップを行い、具体的な事業プランに至るまでの支援を行う。
- ・県内企業が国等の競争的資金への申請を行う場合は、申請資料の作成やプレゼンテーション等の支援を行う。

(2) ビジネスモデルの企画立案

- ・県内の公設試、業界団体、県内企業のニーズ等を踏まえた、衛星データ活用モデルの企画立案。 《目標》1テーマ以上

- ・検討にあたっては、公設試、業界団体、県内企業等に対するニーズ調査等を実施し、その結果を反映するよう努めること。
- ・企画立案したビジネスモデルについては、産業技術センターと協議の上、衛星データ解析技術研究会において発表し、会員企業からの質問・相談等への対応を行うこと。

7 対象となる経費

本事業の委託費の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 人件費

委託事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当とし、原則として以下の計算式により計算する。

・人件費 = 時間単価 × (直接作業) 時間数

※ 時間単価の積算根拠を明らかにすること。

※ 業務に従事するために 産業技術センターへ移動する時間は直接作業時間に含まない。

(2) 旅費

委託事業の実施に必要な出張等に係る経費（交通費、宿泊費、日当）

※ レンタカーの使用料金は対象とし、タクシー代は対象外とする。

(3) 借料及び損料

委託事業の実施に必要な機械・機器（パソコン、OA機器等）等のレンタル・リースに要する経費

(4) 消耗品費

委託事業の実施に必要な物品であって、当該事業のみで使用されることが確認できるものの購入に要する経費

(5) 委託料

当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費

（委託料の合計が当該事業に要する経費の1/2を超えることはできません。）

※産業技術センターの承認が必要となります。

(6) その他諸経費

(1)～(5)のほか、産業技術センターが認める経費

(7) 一般管理費

委託事業の実施に必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、(1)から(6)の経費の合計額に一般管理费率10%を乗じた額を上限とする。

(8) 消費税相当額

計上した経費のうち非課税取引、不課税取引に係る消費税相当額

8 その他

(1) 協議及び調整

事業実施にあたっては、産業技術センターと十分に協議しながら実施すること。また、本委託仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合には、産業技術センターとの協議の上、決定すること。

(2) 実績報告等

- ・当該事業の進捗状況について、適宜、業務報告書（任意様式）を作成の上、提出すること。
- ・委託事業終了後、委託契約等に基づき実績報告書及び支出証拠書類を添えた収支決算書を提出すること。
※提出された実績報告書及び収支決算書に基づき、委託契約金額を上限に委託費の額を確定する。

(3) 他事業との連携

- ・産業技術センターが別途発注する「宇宙データソリューション開発支援事業」との連携を図ること。

(4) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た機密を、本契約の継続中はもとより、契約が完了した後においても、第三者に漏らしてはならないこととする。

(5) 事故等の処理

受託者は、事故等が発生した場合及びその他異常があった場合は、委託者へ遅滞なく通報し、その指示に従い、その都度事故報告書を作成、提出すること。

(6) 損害の負担

受託者の行った業務により生じた損害は、受託者の負担とする。但し、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合はこの限りではない。